

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年 2月3日	令和4年 2月17日	浪速区役所における、令和2年11月5日付決裁文書「令和2年度浪速区区民アンケートの実施について」には、区民アンケートの実施目的として「本調査は、事業の成果や目標への達成状況ならびに区民ニーズや意見・評価を的確に把握し、今後の施策や事業に反映することを目的として、無作為抽出した浪速区民に対するアンケート調査を実施する。」と記載されています。 そして、この目的を「住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の浪速区民2,000名を対象としたアンケートで実現しようとしています。 そして、その結果は令和2年度運営方針の重点的に取り組む主な経営課題において、「アウトカム指標の達成状況」として「災害時の避難場所を把握している区民の割合（区民アンケート（区実施分））73.3%」として浪速区民の状態を表すデータとして用いられています。 浪速区役所は区民アンケートについて、統計学に基づくものではないと主張していますが、少数の標本の観測（アンケート）で浪速区民全体の状態がわかる、すなわち決裁文書に書かれている目的が達成されていることが確認できる文書を公開してください。	不存在	号	浪速区	総務課 (企画調整)
令和4年 2月18日	令和4年 3月4日	福島区役所の令和3年12月17日付大福企第119号、此花区役所の令和4年1月13日付大此企第192号、中央区役所の令和4年1月6日付大中総第199号、西区役所の令和4年1月19日付大西総第57号、令和4年1月19日付大西総第57号、西淀川区役所の令和4年1月19日付大西淀総第107号、淀川区役所の令和4年1月18日付大淀政84号、東淀川区役所の令和4年1月17日付大東淀総企第61号、東成区役所の令和4年1月21日付大東成総第113号、旭区役所の令和4年1月19日付大旭企第38号、鶴見区役所の令和4年1月19日付大鶴総第177号、阿倍野区役所の令和4年1月14日付大阿総第173号、東淀川区役所の令和4年1月17日付大東淀総企第61号、平野区役所の令和4年1月6日付大平政第110号、浪速区役所の令和3年12月17日付大浪総第28号の各弁明書に次の記載があります。 「各調査によって取得したデータは、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報と合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しており」 各区役所における令和2年度運営方針のアウトカム指標などの評価にあたり、区民アンケートの結果と合わせて使用した「様々な関連情報」を公開してください。また、アウトカム指標の達成状況などの判断における「総合的な判断」の内容がわかる文書を公開してください。 浪速区にあっては弁明書の記載は「区民アンケートについては統計学上の母集団の復元、推計は目的としておらず、当該アンケートの測定値についても母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識」となっています。これは、令和4年2月17日付不存在による非公開決定(大浪総企第43号)において不存在の理由として示されている「区民アンケートについては統計学上の母集団の復元、推計は目的としておらず、当該アンケートにより取得したデータについては、母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用することを前提としていることから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」と同じ意味のものであると認められます。ここで言う「様々な関連情報」、「総合的な判断」について、上記文書を公開してください。	不存在	号	浪速区	総務課 (企画調整)

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年 2月18日	令和4年 3月4日	浪速区役所の令和2年度運営方針において、アウトカム指標の達成状況 災害時の避難場所を把握している区民の割合（区民アンケート（区実施分）） 73.3% 個別 A となっていることについて、 「令和2年度浪速区区民アンケートで『区運営方針に係る成果指標の測定』ができていることが確認できる文書」（大浪総企第13号） 「『令和元年度と令和2年度の浪速区区民アンケート報告書の比較で確認できる』とされているところ、この説明の根拠がわかる文書」（大浪総企第17号） 「少数の標本の観測（アンケート）で浪速区民全体の状態がわかる、すなわち決裁文書に書かれている目的が達成されていることが確認できる文書」（大浪総企第43号） はいずれも不存在になっています。 不存在の主たる理由は「当該アンケートにより取得したデータについては、母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用することを前提としている」というものですが、このうち、「母集団の代表になっているとは必ずしも言えない」との部分の意味するところについて、令和3年7月30日付裁決書（大浪総企第8号）には、「調査によって取得したデータは、母集団を代表するもの、つまり、区民全体の状況を統計学的に推計できるものとなっているとは必ずしも言えないということ」と記載されています。 一方「アウトカム指標」は運営方針策定要領に次の通り記載されています。 「めざす状態を客観的に測定できるよう数値化した成果指標」 運営方針の「めざす状態」には次の通り記載されています。 「区民が防災訓練に参加することなどにより、災害時の自助・共助の取組が重要であることを理解している状態」 ここで言う「区民」が浪速区民全体を指すことは明らかであり、この「めざす状態」を客観的に測定できるよう数値化した成果指標は浪速区民全体の状態を表すものでなければならないことは言うまでもありません。 結局、「母集団の代表になっているとは必ずしも言えない（区民全体の状態を表しているとは言えない）区民アンケートの結果データを、区民の状態を表したものでなければならないアウトカム指標として使用しているということであり、言っていることと行っていることに矛盾を生じています。 そして、大浪総企第17号では、この「（区民全体の状態を表しているとは言えない）区民アンケートの結果データの比較により、めざす状態の達成状況が判断できるとも主張しており、これも矛盾が生じています。 上記矛盾について、その整合性がわかる文書を公開してください。	不存在	号	浪速区	総務課 （企画調整）
令和4年 2月22日	令和4年 3月8日	令和2年度 委託料支出一覧（ただし、浪速区保有分）	公開	号	浪速区	総務課（総務）
令和4年 2月26日	令和4年 3月14日	大阪市内の各区で過去2年間にJTと接触した際の記録。阿倍野区、天王寺区に関しては以前公開されたものを除く。	不存在	号	浪速区	総務課（総務）
令和4年 2月28日	令和4年 3月11日	昨日都島、浪速、西、城東、北、旭、東成、中央区役所の国保の窓口に行き国民健康保険被保険者の確認事務のリーフレットを見せて確認くださいと言ったら、都島区以外は、お笑芸人のサンドイッチマンの決めゼリフの何を言っているのかわからないの対応でした、普段から国保の被保険者の確認事務を行っていない証明では？行っているなら、なぜその様な対応になるのか、わかる文書	不存在	号	浪速区	窓口サービス課（保険年金）